

4. 植物・動物・生態系

(1) 緑化計画について

【審査書における指摘事項】

緑化計画における緑化の基本方針は、「秦野市緑の基本計画」及び「秦野市景観まちづくり条例」の基本的な考え方を踏まえて緑地の保全・再生・創出を進め、高木、中木及び低木が一体となった多層林となるよう努めるとしているが、植栽樹種の中にはハナミズキのような外来種やクスノキなど地域特性に合っていない樹種が選定されていることから、生態系復元の観点に立ち郷土種を選定し直すこと。

【事業者の主な対応】

「4-3 5.8 緑化計画」項中（書P.152～153）に示したとおり、生態系復元の観点に立ち、郷土種を選定し直した上で、観賞用樹種等についても目的に応じて選定し、「植栽計画」の項に以下のとおり記載しました。

■ 植栽計画

主要な植栽予定樹種は、立地条件、成長度合い、管理方法等を考慮し、「秦野市まちづくり条例施行規則」に掲げる樹種を中心に選定しており、表4-3-15に示すとおりである。

また、本事業では、基本的に現況の地形を利用し、既存緑地は殆ど改変しない計画であるが、既存緑地の改変にあたっては、生態系復元の観点から、郷土種を選定し、適期に植栽する計画である。

なお、その他の造成緑地における植栽については、郷土種に加えて、景観やイメージアップの効果等にも配慮し、観賞用樹種等を目的に応じ適期に植栽する計画である。

表4-3-15 主要な植栽予定樹種

区分	植栽予定樹種名		樹高
高木	常緑樹	タブノキ [*] 、シラカシ [*] 、スダジイ [*] 、ヤマモモ [*] 、シロダモ、アラカシ	3.0m以上
	落葉樹	ケヤキ [*] 、ヤマザクラ [*] 、ヒメシャラ [*] 、コブシ [*] 、クヌギ、コナラ、エノキ、イロハモミジ	
中木	常緑樹	モッコク [*] 、カクレミノ、ヒイラギ、 サザンカ	1.5m～3.0m
	落葉樹	ナツツバキ[*] 、リョウブ	
低木	常緑樹	イヌツゲ[*] 、ヤブコウジ、マンリョウ、アオキ、マサキ	0.3m～1.5m
	落葉樹	アジサイ[*] 、ツリバナ	

注) 1. 太字：秦野市の木または花

※：秦野市まちづくり条例施行規則に掲げる奨励樹木または準奨励樹木

2. 下線部は、観賞用樹種等を示し、それ以外は郷土種を示す。

3. この表において「高木」とは、生育した時の樹高が10メートル以上の樹木をいう。

4. この表において「中木」とは、生育した時の樹高が5メートル以上10メートル未満の樹木をいう。

5. この表において「低木」とは、生育した時の樹高が5メートル未満の樹木をいう。

(2) オオタカについて

【審査書における指摘事項】

オオタカについては、現地調査では繁殖を示唆するような行動は確認されず、地元有識者からの情報により弘法山付近はオオタカの営巣に適した環境ではないとしているが、実施区域やその周辺でオオタカが年間を通して多く確認されており、周辺地域での繁殖の可能性が考えられることから、予測及び評価の経緯について可能な限り丁寧に説明すること。

【事業者の主な対応】

「5-2 9 植物・動物・生態系」項中（書P.596～597）に示したとおり、現地調査及び聞き取り調査による実施区域やその周辺でのオオタカの確認状況をもとにした予測及び評価の経緯について、「鳥

類」の項に以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました。

■ 鳥 類

予測範囲において、ミサゴ、オオタカ、ツミ等の猛禽類を確認したが、繁殖に係わる行動は確認されなかった。確認された猛禽類のうち、オオタカの確認状況は表5-2-9-57に示すとおりである。

表5-2-9-57 オオタカの確認状況

調査期日	調査時間帯	確認例数	
		合 計	行動別確認例数
平成19年 4月 3日	9:30～16:30	2	飛翔(2)
平成19年 4月 4日	7:00～16:00	0	—
平成19年 4月 5日	7:00～16:00	2	飛翔(2)
平成19年 4月 6日	7:00～16:00	2	飛翔(2)
平成19年 4月17日	10:00～17:00	0	—
平成19年 4月19日	5:00～ 9:00	1	飛翔(1)
平成19年 4月20日	—	1	飛翔(1)
平成19年 6月11日	—	2	飛翔(2)
平成19年 9月25日	9:00～17:00	0	—
平成19年 9月26日	5:30～10:00	1	飛翔(1)
平成19年10月 1日	9:00～16:30	3	飛翔(2)、とまり(1)
平成19年10月 2日	7:00～16:00	1	とまり(1)
平成19年10月 3日	7:00～16:00	2	飛翔(1)、とまり(1)
平成19年10月 4日	7:00～16:00	1	飛翔(1)
平成20年 1月22日	—	1	飛翔(1)
合 計	—	19	飛翔(16)、とまり(3)

注) 平成19年4月20日、6月11日及び平成20年1月22日の確認例は、鳥類調査時の確認例である。

神奈川県緑政課に確認したところ、実施区域は、「神奈川県オオタカ保護指導指針」(平成17年、神奈川県)における推定高利用域、推定営巣中心域には該当しない。また、地元有識者から得られたオオタカに関する情報は以下のとおりである。ただし、オオタカ保護の観点から、本種の生息に著しい支障をおよぼすおそれのある情報については掲載していない。

- ・弘法山付近はオオタカの営巣に適した、適度に開けた空間を有するスギ林などの針葉樹林が少ないことから、営巣に適した環境ではないと考えられる。
- ・弘法山で営巣しているという話は聞いたことはない。
- ・弘法山公園に飛来するオオタカが何処から来ているのかはわからないが、弘法山付近は餌場としては利用されている。
- ・八沢、渋沢丘陵、弘法山にかけてオオタカの飛翔はよく観察される。鶴巻では冬季にオオタカの餌取りが確認されている。

現地調査により、オオタカは行動圏の一部として実施区域及びその周辺において飛翔や止まりは確認されたが、聞き取り調査結果もあわせて判断すると、営巣地として利用しているとは考えにくい。

5. 安全 (交通)

【審査書における指摘事項】

実施区域に接続する市道63号線は通学路になっているにもかかわらず歩道が設置されていない区間があることから、朝の通学時間帯における工事用車両の通行等について、関係機関や地域住民と十分に協議等を行うとともに、仮設歩道の設置等を検討することにより歩行者の安全を確保する

こと。

【事業者の主な対応】

「5-2 14 安全（交通）」項中（書P. 660～661等）に示したとおり、実施区域に接続する市道63号線は通学路となっているが歩道が設置されていない区間があることから、歩行者の安全を確保するため、「対象事業の計画の状況」の項等に以下の環境保全対策と事業者の考えを追加しました。

また、「5-2 10 レクリエーション資源」項中（書P. 627～628）の環境保全対策についても併せて追記し、更に詳細な記載としました。

- ・歩行者の安全を確保するため、工事中に歩行者と車両を分離するための仮設歩道の設置、交通整理員を配置し歩行者の誘導をするなど配慮する。

また、朝の通学時間帯に市道63号線における工事用大型車両の走行を極力減らすための具体的な削減対策についても検討を行い、「対象事業の計画の状況」の項に以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました。

■ 対象事業の計画の状況

朝の通学時間帯に市道63号線における工事用大型車両の走行を極力減らすための具体的な削減対策として、朝の7時30分から8時30分までの時間帯は工事用大型車両の通行を例外的な場合を除き原則として禁止する。そのために工事施工業者との定期的な工程会議において綿密な工事工程（機材等の搬入・搬出については必要に応じて前日までに行う等）の調整等を行った上で、車両配分を行うなど、適切な工程管理に努める。

市道63号線に仮設歩道を設置する場合の施工方法は、施工場所によって条件が異なり以下の方法が考えられることから、警察や道路管理者等との協議や、工事の進捗状況等も踏まえ効果的な方法を検討し、歩行者の安全を確保できるよう配慮したいと考える。

- ①現況の蓋がない道路側溝については蓋を架けて仮設の歩道を設置
- ②現況のガードレールの民地側に仮設の歩道を設置
- ③事業実施区域内に仮設の歩道を設置

6. 煙突高度の検討経緯

【審査書における指摘事項】

大気汚染と景観のトレードオフを検討した結果、煙突高度を80メートルと設定したとしているが、トレードオフの検討経緯について、以下の点に留意してわかりやすく説明すること。

- 大気への影響の検討経緯では、風洞実験による最大着地濃度は煙突高度59メートル及び80メートルのいずれの場合においても環境基準等を大きく下回っていることを踏まえ、煙突高度80メートルの優位性について数値等を用いて論理的に説明する。
- 「実施区域北側住居付近」からの景観では煙突の先端がスカイラインを切っていること、「弘法山公園登山口付近」からの景観では秦野市街地を見下ろす眺望景観を煙突が二分しているように見えることから、煙突高度だけでなく、煙突配置や意匠等を含めて景観への影響の検討経緯を説明する。

【事業者の主な対応】

「5-3 4 煙突高度の検討」項中（書P. 98～128）に示したとおり、トレードオフの検討経緯について、わかりやすく説明するため、「検討目的」、「景観への影響による煙突比較高度の設定」、「煙突高度59m及び80mの場合の大気汚染影響の比較検討」、「煙突高度の検討結果」、「煙突位置の検討」の項について一部追記し、また、「建物配置計画等の検討」の項目を追加することで、大気汚染と景観のトレードオフを検討した結果、煙突高度を80メートルと設定した経緯について更に詳細な記載としました。追加した主な記載は以下のとおりです。

■ 検討目的

検討目的の項に「煙突高度の検討経緯フロー」（図4-3-4）を追加することで、煙突高度の検討経緯の流れをわかりやすくしました。



図4-3-4 煙突高度の検討経緯フロー

■ 煙突高度59m及び80mの場合の大気汚染影響の比較検討

<1時間値定量実験結果>

風洞実験による1時間値定量実験の結果について、最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度は、表4-3-6(1)～(4)に示すとおりである。

最大着地濃度希釈比より算出した環境濃度は、煙突高度59mと比較して煙突高度80mにおいて、最大で、二酸化硫黄で0.001ppm、二酸化窒素で0.002ppm、浮遊粒子状物質で0.001mg/m³、塩化水素で0.001ppm低くなっている。

なお、大気汚染の環境濃度の予測評価については、書中「5-2 1 大気汚染」項中において、「予測方法」(書P.239)に従い、煙突高度80mに対して予測評価を実施しているが、ここでは、煙突高度59mと80mを比較するため、参考として、風洞実験の測定結果にバックグラウンド濃度を加えて環境濃度を示している。

表4-3-6(1) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度 (二酸化硫黄濃度、1時間値)

煙突高度 (m)	風 向	風 速 (m/s)	地形実験結果 Rd_{max} ($\times 10^{-5}$)	寄与濃度 (ppm)	煙突高度59mに対する煙突高度80mにおける濃度比	バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度 (ppm)	環境基準
59	東	2.9	6.2	0.00186	—	0.029	0.031	0.1ppm以下
		6.0	5.9	0.00177	—	0.029	0.031	
	西	2.9	8.0	0.00240	—	0.029	0.031	
		6.0	10.9	0.00327	—	0.029	0.032	
80	東	2.9	4.4	0.00132	0.71	0.029	0.030	
		6.0	5.0	0.00150	0.85	0.029	0.031	
	西	2.9	4.8	0.00144	0.60	0.029	0.030	
		6.0	6.7	0.00201	0.61	0.029	0.031	

注) 1. Rd_{max} は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度)を示す。

2. バックグラウンド濃度は、実施区域において1年間測定した1時間値の最大値を用いた。

表4-3-6(2) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度 (二酸化窒素濃度、1時間値)

煙突高度 (m)	風 向	風 速 (m/s)	地形実験結果 Rd_{max} ($\times 10^{-5}$)	寄与濃度 (ppm)	煙突高度59mに対する煙突高度80mにおける濃度比	バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度 (ppm)	評価指標
59	東	2.9	6.2	0.00310	—	0.046	0.049	0.1～0.2ppm以下
		6.0	5.9	0.00295	—	0.046	0.049	
	西	2.9	8.0	0.00400	—	0.046	0.050	
		6.0	10.9	0.00545	—	0.046	0.051	
80	東	2.9	4.4	0.00220	0.71	0.046	0.048	
		6.0	5.0	0.00250	0.85	0.046	0.049	
	西	2.9	4.8	0.00240	0.60	0.046	0.048	
		6.0	6.7	0.00335	0.61	0.046	0.049	

注) 1. Rd_{max} は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度)を示す。

2. 窒素酸化物は、全量が二酸化窒素に変換されるものとした。

3. バックグラウンド濃度は、実施区域において1年間測定した1時間値の最大値を用いた。

表4-3-6(3) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度（浮遊粒子状物質濃度、1時間値）

煙突高度 (m)	風 向	風 速 (m/s)	地形実験結果 Rd_{max} ($\times 10^{-5}$)	寄与濃度 (mg/m^3)	煙突高度59m に対する 煙突高度80m における 濃度比	バックグラウンド濃度 (mg/m^3)	環境濃度 (mg/m^3)	環境基準
59	東	2.9	6.2	0.00062	—	0.186	0.187	0.20 mg/m^3 以下
		6.0	5.9	0.00059	—	0.186	0.187	
	西	2.9	8.0	0.00080	—	0.186	0.187	
		6.0	10.9	0.00109	—	0.186	0.187	
80	東	2.9	4.4	0.00044	0.71	0.186	0.186	
		6.0	5.0	0.00050	0.85	0.186	0.187	
	西	2.9	4.8	0.00048	0.60	0.186	0.186	
		6.0	6.7	0.00067	0.61	0.186	0.187	

- 注) 1. Rd_{max} は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度) を示す。
 2. バックグラウンド濃度は、実施区域において1年間測定した1時間値の最大値を用いた。

表4-3-6(4) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度（塩化水素濃度、1時間値）

煙突高度 (m)	風 向	風 速 (m/s)	地形実験結果 Rd_{max} ($\times 10^{-5}$)	寄与濃度 (ppm)	煙突高度59m に対する 煙突高度80m における 濃度比	バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度 (ppm)	評価指標
59	東	2.9	6.2	0.00186	—	0.002	0.004	0.02ppm 以下
		6.0	5.9	0.00177	—	0.002	0.004	
	西	2.9	8.0	0.00240	—	0.002	0.004	
		6.0	10.9	0.00327	—	0.002	0.005	
80	東	2.9	4.4	0.00132	0.71	0.002	0.003	
		6.0	5.0	0.00150	0.85	0.002	0.004	
	西	2.9	4.8	0.00144	0.60	0.002	0.003	
		6.0	6.7	0.00201	0.61	0.002	0.004	

- 注) 1. Rd_{max} は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度) を示す。
 2. バックグラウンド濃度は、実施区域において4季測定した日平均値の最大値を用いた。

<年平均相当値定量実験結果>

風洞実験による年平均相当値定量実験の結果について、最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度は、表4-3-9(1)～(5)に示すとおりである。

最大着地濃度希釈比より算出した環境濃度は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類で煙突高度59mと比較して煙突高度80mにおいて同様であるが、二酸化窒素で0.001ppm、水銀濃度で0.001 $\mu g/m^3$ 低くなっている。

なお、大気汚染の環境濃度の予測評価については、書中「5-2 1 大気汚染」項中において、「予測方法」(書P.239)に従い、煙突高度80mに対して予測評価を実施しているが、ここでは、煙突高度59mと80mを比較するため、参考として、風洞実験の測定結果にバックグラウンド濃度を加えて環境濃度を示している。

表4-3-9(1) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度
(二酸化硫黄濃度、年平均相当値)

煙突高度 (m)	地形実験結果 Rd _{max} (×10 ⁻⁵)	寄与濃度 (ppm)	煙突高度59m に対する 煙突高度80m における 濃度比	バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度 (ppm)	寄与率 (%)	環境基準
59	1.40	0.00042	—	0.004	0.004	10.5	0.04ppm 以下
80	0.82	0.00025	0.60	0.004	0.004	6.3	

- 注) 1. Rd_{max}は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度)を示す。
 2. バックグラウンド濃度は、「5-2 1 大気汚染」項中 (書P. 242) に示す予測地点のバックグラウンド濃度の平均値を用いた。
 3. 環境濃度は年平均値を示している。また、環境基準は日平均値に対する基準である。

表4-3-9(2) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度
(二酸化窒素濃度、年平均相当値)

煙突高度 (m)	地形実験結果 Rd _{max} (×10 ⁻⁵)	寄与濃度 (ppm)	煙突高度59m に対する 煙突高度80m における 濃度比	バックグラウンド濃度 (ppm)	環境濃度 (ppm)	寄与率 (%)	環境基準
59	1.40	0.00070	—	0.018	0.019	3.7	0.04ppm～ 0.06ppmの ゾーン内また はそれ以下
80	0.82	0.00041	0.59	0.018	0.018	2.3	

- 注) 1. Rd_{max}は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度)を示す。
 2. 窒素酸化物は、全量が二酸化窒素に変換されるものとした。
 3. バックグラウンド濃度は、「5-2 1 大気汚染」項中 (書P. 242) に示す予測地点のバックグラウンド濃度の平均値を用いた。
 4. 環境濃度は年平均値を示している。また、環境基準は日平均値に対する基準である。

表4-3-9(3) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度
(浮遊粒子状物質濃度、年平均相当値)

煙突高度 (m)	地形実験結果 Rd _{max} (×10 ⁻⁵)	寄与濃度 (mg/m ³)	煙突高度59m に対する 煙突高度80m における 濃度比	バックグラウンド濃度 (mg/m ³)	環境濃度 (mg/m ³)	寄与率 (%)	環境基準
59	1.40	0.00014	—	0.023	0.023	0.6	0.10mg/m ³ 以下
80	0.82	0.00008	0.57	0.023	0.023	0.3	

- 注) 1. Rd_{max}は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度)を示す。
 2. バックグラウンド濃度は、「5-2 1 大気汚染」項中 (書P. 242) に示す予測地点のバックグラウンド濃度の平均値を用いた。
 3. 環境濃度は年平均値を示している。また、環境基準は日平均値に対する基準である。

表4-3-9(4) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度
(水銀濃度、年平均相当値)

煙突高度 (m)	地形実験結果 Rd _{max} (×10 ⁻⁵)	寄与濃度 (μg/m ³)	煙突高度59m に対する 煙突高度80m における 濃度比	バックグラウンド濃度 (μg/m ³)	環境濃度 (μg/m ³)	寄与率 (%)	評価指標
59	1.40	0.00070	—	0.0018	0.003	23.3	0.04 μg/m ³ 以下
80	0.82	0.00041	0.59	0.0018	0.002	20.5	

- 注) 1. Rd_{max}は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度)を示す。
 2. バックグラウンド濃度は、「5-2 1 大気汚染」項中 (書P. 242) に示す予測地点のバックグラウンド濃度の平均値を用いた。

表4-3-9(5) 最大着地濃度希釈比より算出した最大着地濃度及び環境濃度
(ダイオキシン類濃度、年平均相当値)

煙突高度 (m)	地形実験結果 Rd _{max} (×10 ⁻⁵)	寄与濃度 (pg-TEQ/m ³)	煙突高度59m に対する 煙突高度80m における 濃度比	バックグラウンド濃度 (pg-TEQ/m ³)	環境濃度 (pg-TEQ/m ³)	寄与率 (%)	環境基準
59	1.40	0.00042	—	0.025	0.025	1.7	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
80	0.82	0.00025	0.60	0.025	0.025	1.0	

注) 1. Rd_{max}は最大着地濃度希釈比 (=最大着地濃度/煙突出口濃度)を示す。
2. バックグラウンド濃度は、「5-2 1 大気汚染」項中(書P.242)に示す予測地点のバックグラウンド濃度の平均値を用いた。

■ 煙突高度の検討結果

<地元自治会の要望等について>

煙突の高さは、住民の方々にとっても関心の高いところであり、今までにも地元自治会などで話題となっているが、その中で「クリーンセンターができれば、我々は毎日近くで暮らしていくことになり、煙突の高さについても外観や見栄えよりも、人の健康、命が大切であり、優先すべきである」とのご意見をいただいている。

<実施計画書に対する意見書等について>

予測評価書案の作成にあたっては、実施計画審査意見書及び実施計画意見書の内容などを真摯に受け止め、事業の実施に際し環境保全上の見地から適切な対応を図ることができるよう、調査、予測及び評価を行った。

したがって、大気汚染と景観の比較検討により煙突の高さを決める際は、住民の方々から寄せられた実施計画意見書の内訳等についても着目し、環境影響予測評価に対し、大気への影響についての関心や懸念等が最も高いことを確認した。

<煙突高度の検討結果(煙突高度80mの優位性)>

以上のことから、景観への影響を考えると、煙突高度は59mの場合の影響が最も小さいが、煙突高度を80mとした場合においても、弘法山公園展望台等からの眺望へ与える影響は小さいと考えられる。また、大気汚染の影響を考えると、煙突高度は59mと比較し、80mの場合に影響は小さくなる。

これらのことを総合的に踏まえ、煙突高度が59mでも問題のない風洞実験測定結果ではあったが、「基準を満たしているからいい」という考えではなく、住民の方々にとって「より安心して安全な施設づくり」を実現するため、事業者として実行可能な範囲内で最善を尽くしたいという考えのもと、煙突高度を80mに決定した。

■ 景観への影響による煙突比較高度の設定

実施区域北側住居付近からの景観では煙突等が若干大きく視野に入り、弘法山公園登山口付近からの眺望においては、煙突が背後の市街地を二分するような位置関係となる可能性もあるが、煙突の意匠、色彩等を考慮し、背後の市街地にできるだけ溶け込むように景観的調和を図る。

春季における弘法山公園登山口付近からの景観予測結果は、図4-3-7に示すとおりである。

図4-3-6(2)(書P.104)に示した、弘法山公園登山口付近における秋季(紅葉の時期)の景観予測結果では、景観現地調査地点(撮影地点)付近の木は落葉後であるが、春季から秋季の着葉期(ハイキングシーズンの最盛期)においては、景観現地調査地点(撮影地点)付近の木には葉が茂り、対象事業の煙突は前面に繁茂した樹木の枝葉に遮られて、落葉期に比べ視認しづらい状態となっており、景観への影響は軽減されるものと考えている。



[弘法山公園登山口付近（煙突高度：80m）、春季（新緑の時期）]
図4-3-7 煙突高度が80mの場合の景観（フォトモンタージュ）

■ 煙突位置の検討

景観への影響から煙突位置を検討した経緯は、以下のとおりである。

クリーンセンターのイメージは工場棟と高い煙突にあり、それらのイメージをできるだけ軽減するため、弘法山との調和、自然環境に配慮し周辺環境に溶け込むような施設づくりを行えるよう、はじめに景観への影響から煙突位置を以下のとおり検討した。

検討は、市街地側から最も離れた弘法山側に煙突を配置した場合を【A案】、最も市街地に近い位置に煙突を配置した場合を【B案】とした2つのケースについて比較を行った。【A案】及び【B案】については、図4-3-12(1)、(2)に示すとおりである。

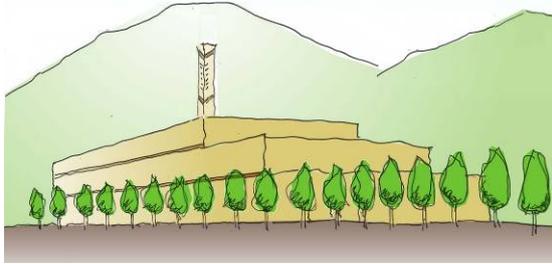
【A案】及び【B案】による比較から、次のとおり整理した。

- ・市街地から実施区域へのアクセス道路（市道63号線）は、西側から進入しており、この道路は弘法山公園へのハイキングコース（サブコース）ともなっているため、実施区域内の西側（手前側）に煙突を設置した場合、実施区域への来場者や、ハイカーに対して煙突構造物による圧迫感を与えるおそれが考えられ、また、実施区域の東側は山地となっており、煙突を実施区域内の南東側（奥側）に設置することで、実施区域への来場者や、ハイカーからは煙突構造物の背景に山体が重なることで、煙突構造物による圧迫感を緩和できると考えられる。
- ・市道63号線を東側から実施区域にアクセスした場合、煙突を実施区域内の南東側に設置する場合には、煙突は山体の陰になるため、実施区域のすぐ近隣まで近づかないと煙突を視認することができず、景観への影響は小さくなると考えられる。
- ・実施区域周辺は主に西側が市街地となっているため、煙突を実施区域内の南東側に設置することで、煙突構造物による圧迫感を緩和できると考えられる。

以上のことから、景観への影響による煙突位置の検討結果としては、市街地からの景観に配慮し、弘法山公園との連続性、周辺環境との調和をできるかぎり図るためには、【A案】が妥当なものと考えた。

【A案】：弘法山側に煙突を配置する

市街地側より施設を見る（イメージ）



煙突を実施区域内の南東側（弘法山側）に配置し、施設を弘法山に向け徐々に高くすることにより、市街地側から眺めたときに背景に山体が重なることで圧迫感を緩和できると考えられる。

実施区域周辺は主に西側が市街地となっているため、市街地に向けて開放性が高くなると考えられる。

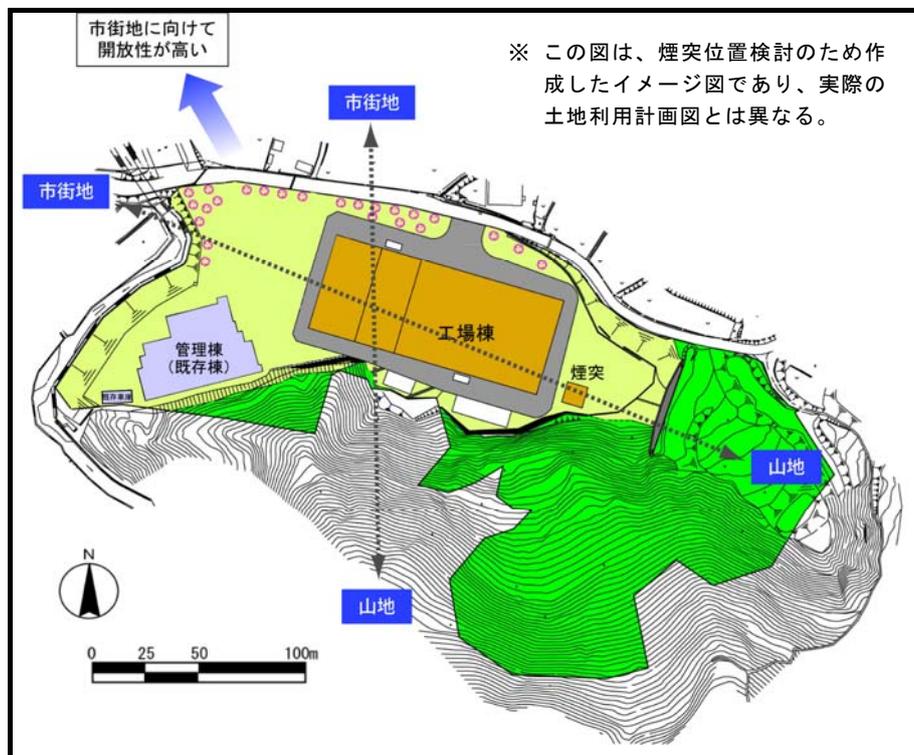
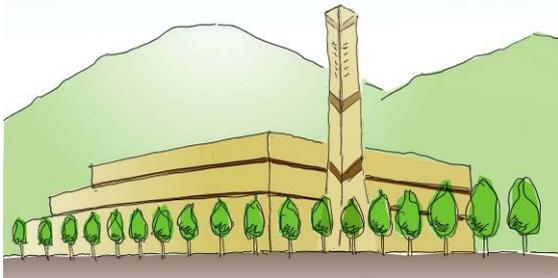


図4-3-12(1) 煙突位置の検討【A案】

【B案】：市街地側に煙突を配置する

市街地側より施設を見る（イメージ）



煙突を実施区域内の西側（市街地側）に配置させた場合、市街地からの景観は煙突が前面となり圧迫感を与えるおそれが考えられる。

また、プラント設備レイアウト上、煙突側の建屋が高くなる傾向があり、景観上違和感のあるものとなる。

市街地側に向けて、開放性が低くなると考えられる。

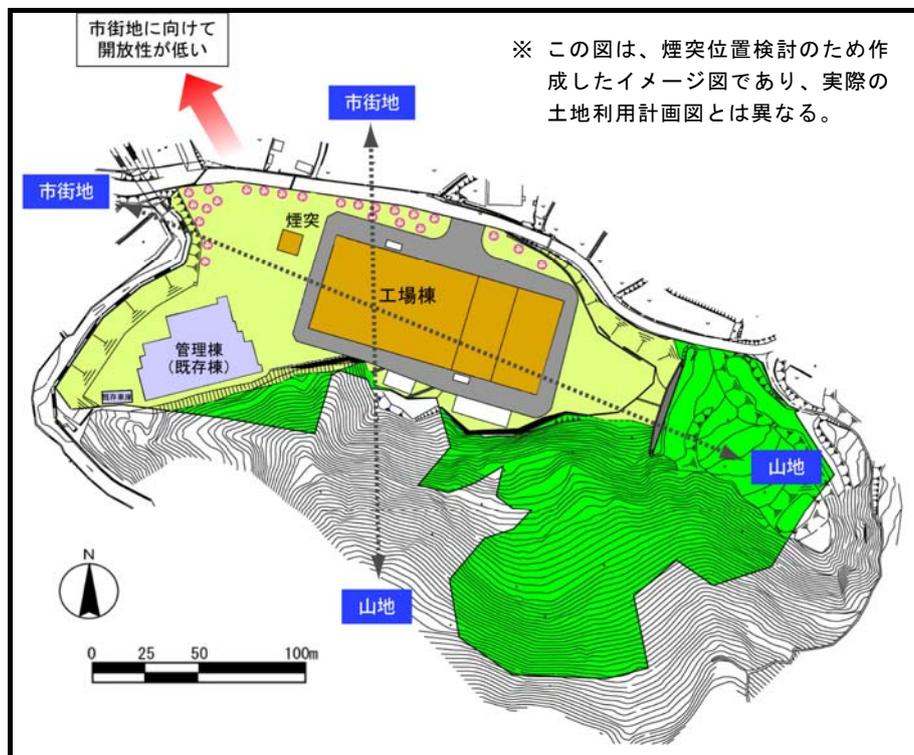


図4-3-12(2) 煙突位置の検討【B案】

■ 建物配置計画等の検討

対象事業の実施においては、地域特性に配慮し、「秦野市景観まちづくり条例」（平成17年12月13日 条例第26号）及び「ふるさと秦野生活美観計画」（平成18年4月、秦野市）に基づいた建築物の計画を進めている。建物の高さ、形式、配置については、図4-3-13に示すとおり、できるだけ低層としながら、外壁のセットバック等を行うことで、建物ボリュームによる威圧感の緩和を検討した。

外壁の色彩は、「生活美観ガイドライン」（平成18年4月、秦野市）に示す、秦野で多く使用され、自然やまち並み景観に調和しやすい色相とし、既存建物として、し尿処理施設（72kL施設）は解体せず、管理棟としての利用を計画していることから、この建物との色調の調和を検討した。

植栽については、実施区域内の施設外周部に高木を中心とした樹木を多く植栽することを検討した。

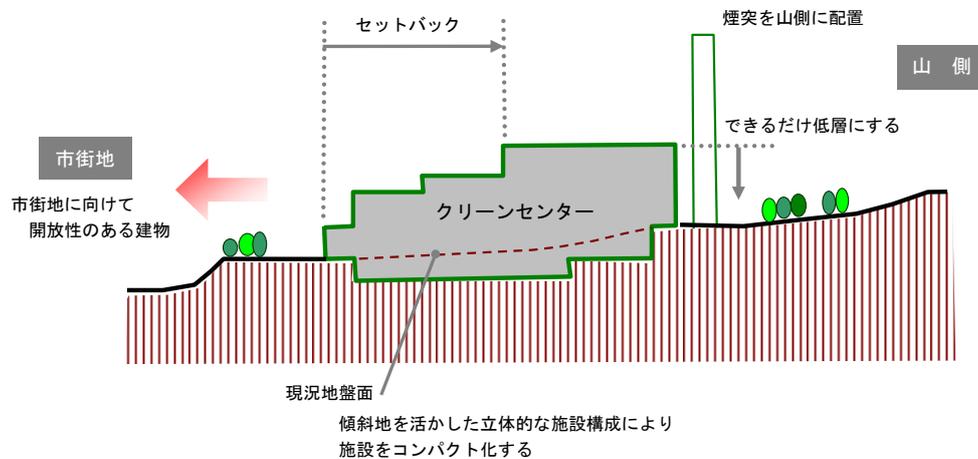


図4-3-13 建物配置計画（イメージ図）

これらの検討結果から、施設の存在に伴う景観に関する環境保全対策として、以下の対策を講じる計画である。

- ・ 建物デザインは、周辺環境と調和させるため、できるだけ低層としながら、外壁のセットバック等を行うことにより、建物ボリュームの威圧感を緩和する。
- ・ 外壁の色彩は、自然やまち並み景観に調和しやすい色相とする。
- ・ 傾斜地を活かした立体的な施設構成により、施設をコンパクト化する。
- ・ 煙突は弘法山側に配置し、建築物のデザインとの整合性に配慮する。
- ・ 既存の自然林はできるだけ残し、実施区域内の施設外周部には高木を中心とした樹木を多く植栽する。

7. その他

(1) 予測及び評価の対象とした処理方式について

【審査書における指摘事項】

評価項目毎に環境への影響の大きい処理方式を対象として予測及び評価を行ったとしており、対象とした処理方式及び理由を示しているが、処理方式毎に緒元を比較するなど、対象とした根拠について以下の点に留意して具体的に示すこと。

- 騒音及び振動の発生源となる設備機器については、各処理方式毎に設置台数及び騒音レベル、振動レベルについて示す。
- 排ガス量の計算に当たっては、「流動床式ガス化溶融方式」の場合は「ストーカ式焼却方式」等と比べ、空気過剰率（空気比）の値は小さく設定する。
- 灰溶融ガス量は灯油等を熱源に灰溶融処理を行う「燃料式」の場合に最大となることから、「燃料式」を対象に算出する。

【事業者の主な対応】

「5-1 3 評価項目毎の予測評価の対象とした処理方式」項中（書P. 159～164）に示したとおり、予測及び評価にあたっては、評価項目毎に環境への影響の大きい処理方式を対象として行っており、ごみ処理方式毎に異なると考えられる諸元は設備点数等、焼却灰運搬車等関係車両台数、建物容積、貯蔵高圧ガス量及び排ガス量が挙げられます。このため、予測に用いた処理方式の選定根拠について、「評価項目毎の予測評価の対象とした処理方式」の項に以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました。

- 騒音及び振動の発生源となる設備機器について

「5-1 3.1 設備点数等」項中（書P. 159）に示したとおり、設備点数等をもとにした予測に用いた処理方式の設定根拠について、以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました。

また、騒音及び振動の予測に用いた処理方式の設定根拠についても、以下に示すとおり記載を追加しました。

■ 設備点数等

ごみ処理方式別設備点数等は、表5-1-4に示すとおりである。

「ストーカ式焼却+灰溶融方式」、「流動床式ガス化溶融方式」は、「ストーカ式焼却方式」、「流動床式焼却方式」に比べ、それぞれ表5-1-4の下線に示す灰溶融機能を付加するため設備点数が多くなる。また、「流動床式ガス化溶融方式」はガス化炉と溶融炉が一体となった施設であるが、「ストーカ式焼却+灰溶融方式」は独立した焼却施設と溶融施設で構成されていることから、排ガス処理設備や灰出し設備がそれぞれ必要となるため、機器点数が最も多いのは「ストーカ式焼却+灰溶融方式」となる。

設備点数が多い処理方式ほど、建設工事において機材運搬や機器の設置が多くなり工事量が最大となることから、建設機械の種類・台数等や工事用車両台数等も最大となる。

したがって、工事中の大気汚染、騒音・低周波空気振動、振動、廃棄物・発生土（産業廃棄物）、植物・動物・生態系、レクリエーション資源、安全（交通）（工事用車両の走行）については、「ストーカ式焼却+灰溶融方式」を対象とした。

また、施設稼働後の騒音・振動については、灰溶融設備がある場合、騒音源・振動源となる送風機等が多くなることから、「ストーカ式焼却+灰溶融方式」と「流動床式ガス化溶融方式」を対象とした。

なお、灰溶融設備がない場合とある場合を比較した際の各設備機器の能力または規模は基本的にある場合と同等、もしくは小さくなることから、騒音レベル及び振動レベルについても、同様に上回ることはない。

表5-1-4 ごみ処理方式別設備点数等

項目	ごみ処理方式	ストーカ式焼却+灰溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	ストーカ式焼却方式	流動床式焼却方式
設備点数		13	13	12	12
内 訳		①受入れ・供給 ②燃焼 ③燃焼ガス冷却 ④排ガス処理 ⑤余熱利用 ⑥通風 ⑦灰出し ⑧灰溶融 ⑨給水 ⑩排水処理 ⑪電気 ⑫計装 ⑬雑設備	①受入れ・供給 ②燃焼溶融 ③燃焼ガス冷却 ④排ガス処理 ⑤余熱利用 ⑥通風 ⑦灰出し ⑧スラグ・メタル・灰溶融飛灰処理 ⑨給水 ⑩排水処理 ⑪電気 ⑫計装 ⑬雑設備	①受入れ・供給 ②燃焼 ③燃焼ガス冷却 ④排ガス処理 ⑤余熱利用 ⑥通風 ⑦灰出し ⑧給水 ⑨排水処理 ⑩電気 ⑪計装 ⑫雑設備	①受入れ・供給 ②燃焼 ③燃焼ガス冷却 ④排ガス処理 ⑤余熱利用 ⑥通風 ⑦灰出し ⑧給水 ⑨排水処理 ⑩電気 ⑪計装 ⑫雑設備
機器点数 (概数)		530	420	360	390

注) 機器点数については、平成17年ごみ処理技術検討委員会のシステム調査の資料より設定し、焼却方式については、同資料を基に溶融対象機器を除外した点数とした。

○ 排ガス量の計算にあたっての空気過剰率（空気比）について

「5-1 3.5 排ガス量」項中（書P. 162～163）に示したとおり、「ストーカ式焼却方式」及び「流動床式焼却方式」では、空気過剰率（空気比）を2.0と設定しましたが、「流動床式ガス化溶融方式」では、これらに比べ空気過剰率の値は小さくなり1.6と設定しましたので、以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました。

その結果、表5-1-7に示すとおり、「ストーカ式焼却方式」及び「流動床式焼却方式」のガス量は $67,200\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ ですが、「流動床式ガス化溶融方式」のガス量は $56,200\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ となり、「4-3 5.1 プラント整備計画の概要」における表4-3-10(1)（書P. 129）の「流動床式ガス化溶融方式」の排ガス量についても $67,200\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ から $56,200\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ へ訂正しました。

なお、煙突排ガスによる大気汚染の予測評価にあたっては、4つの焼却処理方式のうち最も排ガス量の大きい（環境影響の大きい）と考えられる「ストーカ式焼却方式+灰溶融方式」に対して行っているため、大気汚染の予測評価結果には変更はありません。

表5-1-7 排ガス量計算結果

ごみ処理方式	ガス量 (m ³ _N /h)	灰溶融ガス量 (m ³ _N /h)
ストーカ式焼却+灰溶融方式	67,200	4,300 (電気式)
流動床式ガス化溶融方式	56,200	—
ストーカ式焼却方式	67,200	—
流動床式焼却方式	67,200	—

■ 排ガス量計算過程

【計算条件】

排ガス量を計算するにあたっての、ごみ処理量の条件は以下のとおりである。また、ごみ質の条件は、表5-1-8に示すとおりである。

・ごみ処理量

日当たり処理量：200 [t/日]

時間当たり処理量：8,333 [kg/h]

表5-1-8 ごみ質 (三成分)

三成分					
水分 (%)		可燃分 (%)		灰分 (%)	
38.4		54.0		7.6	
可燃分元素組成					
炭素 (%)	水素 (%)	窒素 (%)	酸素 (%)	硫黄 (%)	塩素 (%)
c	h	n	o	s	cl
30.52	4.46	0.49	18.26	0.01	0.26

注) 1. 発熱量の高いほど排ガス量が多くなることから、ごみ質は高質ごみのデータとした。

2. 「可燃分元素組成」の設定については、(財)日本環境衛生センターによる全国のごみ質調査結果から、低位発熱量に見合う平均的な値とした。

【計算過程】

・理論空気量*

$$L_o = 8.89c + 26.7(h - o/8) + 3.33s [m^3_N/kg] = 3.29 [m^3_N/kg]$$

・空気過剰率 (空気比) *

「ストーカ式焼却+灰溶融方式」、「ストーカ式焼却方式」及び「流動床式焼却方式」

$$\lambda = 2.0$$

「流動床式ガス化溶融方式」

$$\lambda = 1.6$$

・水分*

$$W = \text{ごみ単位重量当たりの水分量及び炉内噴霧水量 (噴霧水量: 0.492 [kg/kg])}$$

・湿ガス量

「ストーカ式焼却+灰溶融方式」、「ストーカ式焼却方式」及び「流動床式焼却方式」

$$V_w (\text{kgあたり}) = (\lambda - 0.21)L_o + 1.867c + 11.2h + 0.7s + 0.8n + 1.244W = 8.06 [m^3_N/kg]$$

$$V_w (\text{時間あたり}) = 8.06 [m^3_N/kg] \times 8,333 [kg/h] = 67,164 \div 67,200 [m^3_N/h]$$

「流動床式ガス化溶融方式」

$$V_w (\text{kgあたり}) = (\lambda - 0.21)L_o + 1.867c + 11.2h + 0.7s + 0.8n + 1.244W = 6.74 [m^3_N/kg]$$

$$V_w (\text{時間あたり}) = 6.74 [m^3_N/kg] \times 8,333 [kg/h] = 56,196 \div 56,200 [m^3_N/h]$$

- 注) 1. ストーカ式と流動床式の焼却方式では、ごみの燃焼のための一次空気過剰率は1.7程度以下で運転され、完全燃焼させるための二次空気を加算した空気過剰率を2.0とした。また、流動床式ガス化熔融方式では、これらに比べ空気過剰率の値は小さくなり1.6と設定した。
2. 噴霧水量は方式による違いがないことから、平成17年ごみ処理技術検討委員会のシステム調査結果を基に設定した。
- * 「理論空気量」(Lo) とは、可燃ごみ中に含まれている可燃成分(水素、炭素、硫黄等)を完全燃焼させるために必要な空気量を示す。
- * 「空気過剰率(空気比)」(λ) とは、実際のごみの燃焼においては、完全燃焼させるために理論空気量よりも多い空気量を送る必要があり、この空気量の比を示す。
- * 「水分」(W) とは、ごみ単位重量当たりの水分量と、燃焼室内において、窒素酸化物の制御、あるいは燃焼室出口等の温度制御の目的で炉内等に水噴射が行われたときの噴射水量を示す。

○ 灰熔融ガス量を「燃料式」を対象に算出することについて

平成17年にごみ処理方式を検討し、ストーカ式焼却+灰熔融方式を対象処理方式の一つに選定した時点で灰熔融方式は発電電力を利用する「電気式」を選択し、以来その考え方で計画を進めてきました。

そのため、実施計画書の段階から「電気式」を想定し、同方式の場合のプラント整備計画の諸元(排ガス量)は電気式を基に設定しています。

したがって、予測評価書案においても、排ガス量は「電気式」を基に設定し、予測評価を行いました。

なお、最終的に灰熔融炉を「電気式」として確定したのは、クリーンセンター建設工事の入札公告をした平成20年11月19日となり、その際、発注仕様書に灰熔融炉は「電気式」と明記しています。

そのため、予測評価書では、表4-3-10(1)(書P.129)及び表5-1-7(書P.162)に「電気式」であることがわかるよう記載しました。

また、燃料等の貯蔵量についても、「電気式」を前提として記載しています。

○ その他の諸元について

「5-1 3 評価項目毎の予測評価の対象とした処理方式」に示したとおり、ごみ処理方式毎に異なると考えられる諸元は設備点数等、焼却灰運搬車等関係車両台数、建物容積、貯蔵高圧ガス量及び排ガス量が挙げられますが、この中で、「焼却灰運搬車等関係車両台数」、「建物容積」、「貯蔵高圧ガス量」及び「排ガス量」に関する予測に用いた処理方式の選定根拠については、以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました

■ 焼却灰運搬車等関係車両台数

ごみの搬入車両については、処理方式による台数変化がないことから比較対象外とし、資源化量、埋立量、資材等の運搬車両台数で比較した。焼却灰運搬車等車両比較は、表5-1-5に示すとおりである。

「ストーカ式焼却方式」の場合に資源化量及び埋立量の合計が最大となり、焼却灰運搬車等関係車両台数が最も多くなるため、施設稼働後の大気汚染(粉じん、関係車両の走行)、騒音・振動(関係車両の走行)、レクリエーション資源(関係車両の走行)、安全(交通)(関係車両の走行)については、「ストーカ式焼却方式」を対象とした。

表5-1-5 焼却灰運搬車等車両比較

ごみ処理方式	廃棄物等		資材等 (台/年)	合計 (台/年)
	資源化量と埋立量の合計 (t/年)	運搬車 (10t積) (台/年)		
ストーカ式焼却+灰溶融方式	5,112	512	192	704
流動床式ガス化溶融方式	5,004	501	192	693
ストーカ式焼却方式	6,887	689	168	857
流動床式焼却方式	5,650	565	168	733

- 注) 1. 資源化量と埋立量の合計は、「5-2 6 廃棄物・発生土」項中(書P.430)「表5-2-6-9」の数量とし、10t積車で搬出した場合の台数とした。
 2. 資材等の運搬台数は、平成17年ごみ処理技術検討委員会のシステム調査の資料による。焼却方式に比べ灰溶融設備のある方式では、スラグの出口や溶融炉排ガス冷却設備やダクトに付着した、スラグやクリンカ*を溶かして除去するためのガスバーナ燃料の車両分が追加となる。
 * 「クリンカ」とは、燃焼によって生成した灰等が焼結して塊状になったものを示す。(岩石のように非常に硬く破碎しにくい)

■ 建物容積

平成17年に実施したごみ処理技術検討委員会のシステム調査結果を基に、全ての処理方式の工場棟の面積を43m×110mと設定した。建物高さは炉体構造における設置高さを考慮するとともに、システム調査結果より「ストーカ式焼却+灰溶融方式」が32m、「流動床式ガス化溶融方式」が35mであることから、電波障害、景観、レクリエーション資源(施設の存在)については、建物容積が最大となる「流動床式ガス化溶融方式」を対象とした。

■ 貯蔵高圧ガス量

「ストーカ式焼却+灰溶融方式」と「流動床式ガス化溶融方式」の場合は、溶融炉からのスラグ出口、溶融炉の排ガス冷却設備やダクトに付着したスラグやクリンカをバーナで溶かして除去するためのガス燃料(プロパン、酸素)が必要となり、焼却のみの方に比べ貯蔵高圧ガス量が多くなるため、安全(高圧ガス)については、「ストーカ式焼却+灰溶融方式」と「流動床式ガス化溶融方式」を対象とした。

高圧ガスの種類、貯蔵量及び貯蔵方法は、表5-1-6に示すとおりである。

表5-1-6 高圧ガスの種類、貯蔵量及び貯蔵方法

用途	種類	特性	貯蔵量	貯蔵場所	貯蔵方法
燃料	プロパン	可燃性ガス	50kgボンベ 2本	屋外	高圧ガスボンベ
	酸素	支燃性ガス	7m ³ ボンベ 4本	屋外	高圧ガスボンベ

■ 排ガス量

焼却による排ガス量については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」(平成18年6月20日、(社)全国都市清掃会議)の焼却施設の機能に関する事項、燃焼ガス量計算に基づき算出した。

本来、方式やプラントメーカー毎に燃焼空気等の量でガス量に違いはあるが、計画・設計要領に記述のある燃焼空気量の考え方で算出した。

その結果は表5-1-7(書P.729)に示すとおりであり、施設稼働後の大気汚染(煙突排ガス)、土壌汚染(煙突排ガス)、悪臭(煙突排ガス)については、排ガス量が最大となる「ストーカ式焼却+灰溶融方式」を対象とした。

(2) 工事中の濁水対策について

【審査書における指摘事項】

工事中の濁水対策として、沈砂池等を設置する場合は、十分な能力を確保して適切に管理するとともに、その管理方法を明らかにすること。

【事業者の主な対応】

「4-2 3.2 水質汚濁防止対策」項中（書P.87～89）に示したとおり、工事中の濁水対策について、「水質汚濁防止対策」の項に、以下に示す記載を追加するとともに、「5-2 9 植物・動物・生態系」項中（書P.585等）の環境保全対策についても併せて追記し、更に詳細な記載としました。

■ 水質汚濁防止対策

本事業は、現し尿処理施設跡地を利用し、改変区域は最小限に抑えられるとともに、本事業による大規模な掘削工事がないことなどから、工事中において濁水が大量に発生する可能性は少ないものと考えられる。

また、工事中における降雨時の実施区域から発生する濁水については、区域内での浸透処理を原則とし、SS濃度（濁水）の増加を抑制するために、以下のとおり環境保全のための措置を併せて実施し低減させることから、現況の河川水質への影響は小さいものと考えられる。

- ・ 既存の斜面の切土は一部にとどめることにより土地の改変区域を最小限に抑え、工事中の雨水対策として法面の早期緑化を施すほか、保護シート掛け等により法面からの濁水の発生を抑制する。
- ・ 濁水の発生が予想される激しい降雨時における、工事中の雨水対策として、監視、巡回により必要と判断した場合は、裸地をシートで覆う、土のう積み等を行い、土砂の流出を防止する。

なお、ごみピット等の掘削作業時にやむを得ず発生した濁水は沈砂池等により土砂を沈殿させた後、河川に放流する。

沈砂池については、今後、実施設計を行う中で、建築物の基礎等の掘削計画を基に掘削箇所を段階的に仮の沈砂池として利用することも含め、沈砂池の設置の必要性、規模・能力について検討する。

沈砂池等を設置する場合の具体的な管理方法としては、堆積土砂を定期的に除去し、容量確保に努めるとともに、上澄水の放流にあたっては、目視による監視、巡回を行い、濁水の状況により濁度計等による調査を実施するなどし、順次、河川への放流を行うことが考えられる。

また、工事中の権現山斜面部からの雨水流入対策については、権現山斜面部からの雨水が工場棟の工事区域内に流入しないように既存の排水施設（U字側溝等）を最大限利用するとともに、図4-2-2に示すとおり仮排水路を布設する考えである。



図4-2-2 工事中における雨水排水計画図

(3) 情報提供等について

【審査書における指摘事項】

住民への情報提供等について、これまで説明会や見学会等を実施したとしているが、工事着工後及び供用開始後においても引き続きコミュニケーションを図る必要がある。また、その際には、具体的な資料等を提示しながら、わかりやすく丁寧な説明に努めること。

【事業者の主な対応】

予測評価書の作成にあたっては、以下に示すように、上層気象調査時には見学及び説明会を開催して、一層のコミュニケーションの確保に努めるとともに、現地等調査結果の中間報告やクリーンセンター建設計画における進捗状況等についての報告をクリーンセンター地元協議会、クリーンセンターニュースの発行及びホームページ等を通じて行い、情報提供を図りました。

上層気象調査現地説明会は3回開催しましたが、参加人数は、それぞれ、春季11人、秋季4人、冬季4人でした。

年月日	上層気象調査現地説明会
平成19年 4月21日	春季調査概要、装置等の説明後、ゾンデ放球を見学
平成19年10月21日	秋季調査概要、装置等の説明後、ゾンデ放球を見学
平成20年 2月 2日	冬季調査概要、装置等の説明後、ゾンデ放球を見学

クリーンセンター地元協議会は、現し尿処理施設（秦野衛生センター）跡地におけるクリーンセンター建設に関連する諸問題について、自由に議論・検討・協議できる場とすることを目的に設立され、構成する自治会は建設地周辺14自治会で、原則として各自自治会の出席者2名で構成されています。

また、地元の御門自治会員と一層のコミュニケーションを図ること及び情報の提供を目的として、平成20年10月18日には「クリーンセンター建設事業環境影響評価における予測評価結果の概要についての説明会」を開催（出席者18名）したほか、御門自治会役員会へも本市及び二市組合の職員が出席し意見交換を行いました。

年月日	クリーンセンター地元協議会
平成19年 3月28日	クリーンセンター建設事業環境影響評価における調査等の概要について（現地等調査のスケジュール等について）等
平成19年10月 4日	クリーンセンター建設事業環境影響評価における現地調査の状況について（現地等調査の春季及び夏季調査結果、並びに今後の調査予定等について）等
平成19年12月20日	クリーンセンター建設事業環境影響評価における現地調査の状況について（現地等調査の秋季調査の中間結果について）等
平成20年 2月 4日	クリーンセンター建設事業環境影響評価における現地調査の状況について（現地等調査の秋季調査の結果について）等
平成20年 3月27日	クリーンセンター建設事業環境影響評価における現地調査の状況について（現地等調査の冬季調査の結果について）等
平成20年10月28日	クリーンセンター建設事業環境影響評価における予測評価書案の概要について等

クリーンセンターニュースの配布対象は、クリーンセンター建設地周辺14自治会（自治会を通じて組回覧）、秦野市内公共施設（本町地区公共施設及び各地区公民館に市民への配布用として配置）、伊勢原市内公共施設（各地区公民館等に市民への配布用として配

置) であり、また、ホームページ等に掲載しています。

年月日	クリーンセンターニュース
平成19年 3月16日	4号：実施計画審査意見書送付の報告、「住民等の意見と事業者の回答」の縦覧のお知らせ、今後の予定等
平成19年 5月17日	5号：環境アセスメント「現地等の調査」開始のお知らせ、春季調査結果の速報（動植物）、アセスメントのスケジュール
平成19年10月 5日	6号：環境アセス現地等調査の結果（中間報告）クリーンセンター施設検討委員会・上層気象調査、現地説明会の開催のお知らせ
平成20年 4月28日	7号：「先進ごみ処理施設見学会」の報告、クリーンセンター施設検討委員会の中間報告、平成20年度環境アセスメントの流れ
平成21年 5月 8日	8号：環境アセス「意見・見解書」の縦覧及び公聴会開催のお知らせ、「先進ごみ処理施設見学会」の報告、平成21年度環境アセスメントの流れ

なお、住民への情報提供等については、工事着工後及び供用開始後においても、必要に応じて説明会を開催するなど引き続きコミュニケーションを図るとともに、クリーンセンターニュースを継続して発行するなど住民にとってわかりやすく丁寧な説明に努めていく考えです。

(4) 予測評価書の作成について

【審査書における指摘事項】

予測評価書の作成に当たっては、住民とのコミュニケーションツールとしての観点から、専門用語に解説を付ける、平易な文章にするなど以下の点に留意してよりわかりやすい表現に努めること。

- 大気汚染等の評価に当たっては、予測結果と環境基準等との比較のみならず、事業実施により実際にどの程度の影響があるのかを寄与率等を用いて丁寧に説明する。
- 上層気象観測時期に関する説明等、意見・見解書において説明に使用した内容は予測評価書においても適宜記載する。
- 風洞実験の1時間値地表濃度分布測定における実験風向の選定理由を十分に説明する。
- 「ジェットパック車」等の専門的な用語の説明を加える。

【事業者の主な対応】

予測評価書の作成にあたり、専門的な用語については、「用語の解説」項中（書P.747～771）に示したとおり、「用語の解説」で採用する用語数を予測評価書案より大幅に増やす等、できるだけわかりやすい予測評価書の作成に努めました。

○ 寄与率等を用いた説明について

大気汚染の評価については、事業実施により実際にどの程度の影響があるのかを寄与率を用いて記載していますが、大気汚染以外の評価項目についても寄与率を用いた評価に努めました。

この中で、「5-2 14 安全（交通）」項中（書P.671～672）における「交差点需要率」の予測において、現況交通量における交差点需要率を新たに算出し、予測した将来交通量による交差点需要率と比較を行うことで、表5-2-14-10及び表5-2-14-11に示すとおり、交差点需要率の増加量を算定しました。これによると、交差点需要率の増加量はわずかな値にとどまり、交差点需要率が交差点交通流に支障が出るといわれている0.9を下回っていることと合わせ、実施区域出入口付近の交通安全に著しい影響を及ぼさないものと

評価できます。

表5-2-14-10 工事用車両の走行に伴う交差点需要率予測結果

予測地点	現況	将来		増加量	
		大型車両 台数最大	全車両 台数最大	大型車両 台数最大	全車両 台数最大
衛生センター入口交差点	0.245	0.257	0.290	0.012	0.045
河原町交差点	0.705	0.706	0.712	0.001	0.007
落合交差点	0.319	0.325	0.326	0.006	0.007
西大竹交差点	0.444	0.447	0.444	0.003	0.000

表5-2-14-11 関係車両の走行に伴う交差点需要率予測結果

予測地点	現況	将来	増加量
衛生センター入口交差点	0.245	0.273	0.028
河原町交差点	0.705	0.709	0.004
落合交差点	0.319	0.335	0.016
西大竹交差点	0.444	0.448	0.004

○ 上層気象観測時期に関する説明等について

意見・見解書において説明に使用した上層気象観測時期に関する説明内容については、「5-2 1 大気汚染」項中（書P.194）において、「上層気象」の項に以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました。

■ 上層気象

上層気象の現地調査は、寒冷期における接地逆転層の出現状況を把握することが目的の一つとなるが、接地逆転層は一般的に、夜間に風が弱く、晴天で地表面からの長波放射により放射冷却が起こり、地表面温度が低下することによって形成される。

したがって、風速が弱く、放射収支量が小さい（放射冷却が強い）ときに大気が「安定」の状態となり、特に大気安定度G（強安定）の際に接地逆転層が最も強く形成される可能性が高くなる。現地調査を実施した1年間における月毎の大気安定度G（強安定）の出現率は、図5-2-1-10に示すとおりである。

この結果によると、冬季観測を実施した1～2月にかけて、大気安定度G（強安定）の出現率が高かった。

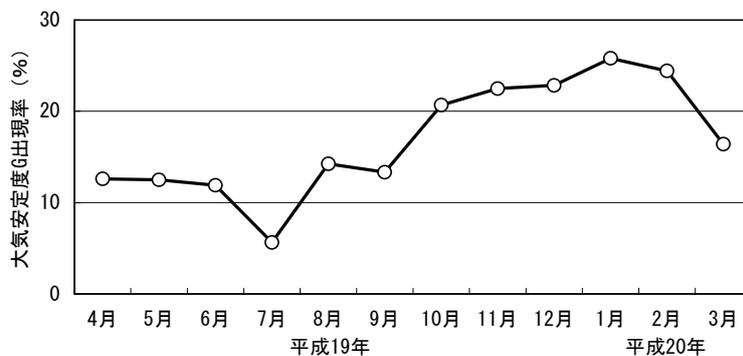


図5-2-1-10 月毎の大気安定度G（強安定）出現率

○ 風洞実験の1時間値地表濃度分布測定における実験風向の選定理由

「5-2 1 大気汚染」項中（書P.262～263）に示したとおり、風洞実験の1時間値地表濃度分布測定における実験風向の選定理由について、「気象条件」の項に以下に示す記載を追加し、更に詳細な記載としました。

■ 気象条件

煙流し実験及び1時間値地表濃度分布測定の実験風向は、実施区域東側に位置する権現山や弘法山等の山地による「地形の影響」を把握するため、地形影響が最も考えられる、「山地から煙突へ向かう風向」と「煙突から山地へ向かう風向」の東及び西の2風向とした。

実験風向の選定理由の詳細は、表5-2-1-60に示すとおりである。

表5-2-1-60 実験風向の選定理由

実験風向	選定理由
東	<p>東西方向の風は、周辺の山地の形状から判断して、地形の影響が最も考えられる風向であり、東風の場合、実施区域は山地の風下側で、山地より下降流の風向となる。</p> <p>風上側の実施区域東側に位置する権現山や弘法山等の山地による地形の影響により乱れた気流が、煙突排ガスを巻き込み市街地側へ向かう可能性が考えられ、風下側の市街地における濃度状況を把握するため設定した。</p> <p>風向出現頻度は、権現山山頂における1年間の地上気象観測結果において8.7%であり、2番目に出現頻度の高い風向である。</p>
西	<p>東西方向の風は、周辺の山地の形状から判断して、地形の影響が最も考えられる風向であり、西風の場合、実施区域は山地の風上側で、山地に向けて上昇流の風向となる。</p> <p>風下側の実施区域東側に位置する権現山や弘法山等の山地により気流が乱れることで、山地における煙突排ガスの主軸高度が低くなる可能性が考えられ、風下側の山地における濃度状況を把握するため設定した。</p> <p>風向出現頻度は、権現山山頂における1年間の地上気象観測結果において8.4%であり、4番目に出現頻度の高い風向である。</p>

○ 「ジェットパック車」等の専門的な用語について

「ジェットパック車」等の専門的な用語については、「用語の解説」中（書P.747～771）に示したとおり、「用語の解説」で採用する用語数を予測評価書案より大幅に増やし、できるだけわかりやすい予測評価書の作成に努めました。

また、「ジェットパック車」については、「用語の解説」において、以下に示すとおり写真も掲載して解説しています。

■ ジェットパック車 [廃棄物・発生土]

粉体を運搬する際に用いる特殊車両。一例を以下に示す。

